

北海道公安委員会告示第135号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和4年8月25日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

1 合意した者

- (1) 北海道中央バス株式会社
- (2) ニセコバス株式会社
- (3) 北海道公安委員会
- (4) 余市町長
- (5) 小樽開発建設部小樽道路事務所長
- (6) 北海道運輸局札幌運輸支局長
- (7) 有限会社赤井川ハイヤー

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、北海道中央バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	上下線別	所在地
1	中の川橋	上り	余市郡余市町黒川町114番地13先
2	中の川橋	下り	余市郡余市町黒川町1122番地24先
3	大川十字街	上り	余市郡余市町大川町4丁目66番地2先
4	大川十字街	下り	余市郡余市町大川町3丁目125番地1先
5	コープさっぽろ余市店前	上り	余市郡余市町黒川町12丁目46番地先
6	コープさっぽろ余市店前	下り	余市郡余市町黒川町10丁目3番地32先

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる赤井川村の委託を受けて行う交通空白地有償運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
有限会社赤井川ハイヤー	赤井川村地域公共交通バス（通称「むらバス」）